畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一 部を改正する法律

(畜産経営の安定に関する法律の一 部改正

第 条 畜産経営の 安定に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号) *(*) 部を次のように改正する。

第三章

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置 (第四条—第十三条)

第二

第

目次中 第四 章 雑則 (第十四条・ 第十五条)

章

を

章 罰則 (第十六条 第十八条

第五

第四

第五 章

第六章

加 工 原料乳についての生産者補給交付金等の交付

節 生産者補給交付金等の交付 (第四: 条 — 第九条)

節 集送乳 調整 金の交付 (第十条 第十六条)

指定乳製品

 $\mathcal{O}$ 

価格の安定に関する措置

(第十七条—第二十六条)

に改める。

- 1 -

雑則 (第二十七条—第三十条)

罰則(第三十一条—第三十四条)

第 条 中 「交付金」 の 下 に 「若しくは生産者補給交付金等」 を、 「より、 の 下 に 「畜産 物  $\mathcal{O}$ 需給 の安

定等を通じた」を加える。

第二条第二項中「原料乳」を「加工原料乳」に改め、 「次項の」を削り、 「指定乳製品」 の下に「その

他政令で定める乳製品」を加え、同条に次の一項を加える。

4 この 法律に お V 7 「対象事業」 とは、 次に掲げる事業をいい、 対象事業者」 とは、 対象事業を行う

事業者をいう。

次に掲げる販売の事業(以下「第一号対象事業」という。)

1 生乳受託販売 (委託を受けて行う生乳の乳業者 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 昭昭 和

二十九年法律第百八十二号)第二条第二項の乳業を行う者をいう。 口 及び次号にお いて同じ。 に

対する販売又 (は委託を受けて行う生乳 の加 工 及び当該加工 に係る乳製品  $\mathcal{O}$ 販売をい V. 生乳 生産 者

団体 生 三乳 の生産者が直接又は間 接の構成員となつている農業協同 組 合又は農業協 同 組合連合会を

いう。 第十条第三項及び第十二条第一項において同じ。)が行う場合にあつては、 当該生乳生産者

団体が直接又は間接の構成員となつており、 か つ、 全国の区域を地区とする農業協 同 組 合連合会に

対するこれらの委託を含む。以下同じ。)

取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳

製品の販売をいう。以下同じ。)

口

生乳買取販売

( 買 い

自ら生産した生乳の乳業者に対する販売(委託して行うものを除く。)の事業 (以下「第二号対象

事業」という。)

三 自ら生産した生乳 の加工及び当該加工に係る乳製品の販売 (委託して行うものを除く。 の事業

以下「第三号対象事業」という。)

第三条第一項中「交付金(以下」の下に「この条及び第三十一条において」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第三章中第四条の前に次の節名を付する。

# 第一節 生産者補給交付金等の交付

第四条から第九条までを次のように改める。

(生産者補給交付金等の交付)

第四条 機構 は、 次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、 当

該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金(以下「生産者補給交付金等」という。 を交付す

ることができる。

一 第一号対象事業 生産者補給交付金

一 第二号対象事業 生産者補給金

三 第三号対象事業 生産者補給金

(年間販売計画の作成等)

第五条 前条  $\mathcal{O}$ 規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、 農林水産省令で定

めるところにより、 毎会計年度、 当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は 特定乳製品 (指

定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。 以下同じ。) の販売に関する計画 ( 以 下

年 間 [販売計] 画 という。)を作成し、 当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を

添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 年 間 販 売 計 画 に は、 次  $\mathcal{O}$ 各号に掲 げ る 対 象事業者  $\mathcal{O}$ 区分に応じ、 当該各号に定める事項を記 載 なけ

ればならない。

一 第一号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

1 氏名又は 名称及び 住 所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名

ロ 第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ 第 号 対· 象 事 <del>美</del> に係る各月ごとの 生 三乳  $\mathcal{O}$ 用 途 別  $\mathcal{O}$ 販売予: 定数 量

= 第一 号対象事 業に係る各月ごとの特定乳製 品  $\mathcal{O}$ 販売予 定 数 量

ホ 第九条第一 項の規定による生産者補給 金 の交付 の業務  $\mathcal{O}$ 内容

へ その他農林水産省令で定める事項

二 第二号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事項

1 氏名又は 名称及び 住 所並び に法人にあつては、 その代表者の氏

名

第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

口

- ハ 第二号対象事業に係る各月ごとの 生 ヹ  $\mathcal{O}$ 用 途 別  $\mathcal{O}$ 販売予定数量
- ニ その他農林水産省令で定める事項
- 二 第三号対象事業を行う対象事業者 次に掲げる事

項

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
- ロ 第三号対象事業に係る生乳の生産される地域
- ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数

量

- ニ その他農林水産省令で定める事項
- 3 農林 水産 大臣 は、 対象事 業者から第一 項 の規定により年間 [販売計] 画の 提 出があつた場合にお いて、 当
- 象事 該 年 業者 間 販売 に 対 計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは Ļ 当該会計年度にお いて当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付 遅滞なく、 金等に係る加 当該 対
- 原 料 乳  $\mathcal{O}$ 数 量  $\mathcal{O}$ 最 高 限 度 (以 下 「交付 対象数量」 という。 を通知するものとする。
- 交付 対象 数 量 は、 農林 水産省令で定めるところにより、 当該会計年度において交付する生産者補 給交

4

数 付 量」 金等に係る加工 という。 上原料乳 を基礎とし、 の数量 当該 の総 対 量 象事  $\mathcal{O}$ 最高限度として農林水産大臣が定める数量 事業者が 提 出 L た年間 販売 計 画 に基づき算出するものとする。 ( 以 下 「総交付対象

5 農林 水 産 大臣 は、 生乳  $\mathcal{O}$ 生産 事 情 飲 用 牛 乳 及 び 乳 製 品  $\mathcal{O}$ 需 給 事 情 並  $\mathcal{U}$ に . 対 象事 業 者  $\mathcal{O}$ 行う 対 象 事 業

 $\mathcal{O}$ 実施 状 況を考慮 Ļ 特に ・必要が・ あると認めるときは、 交付対象数量  $\mathcal{O}$ 総 量 が 総交付 対象数量 を超 えなな

7 範 囲 内 に おいて当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6 農林・ 水産大臣は、 前項 0) 規定により交付対象数量を変更したときは、 遅滞なく、 当該 対象事業者 に対

し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林 水 産 大 臣 は、 対 象 事 業 者が 提 出 L た年間 販 売 計 画 に 記 載 された第二 項 第 号口、 第二号 口 又 は 第

三号

口

0

地

域

(次項におい

7

計

画

記

載

地

域」という。)

が 一 の

都

道府

県

Ò

区

|域

を超えな

い場合に

に

お

1

て、 当該対象事業者に対し第三項又は 前 項 (の規・ 定による通知をしたときは、 遅滞. なく、 当該 通 知 に 係 る

交付 対象数量及び当該年 間 販売計 画  $\mathcal{O}$ 内 容 (同 項 O規定による通 一知をしたときにあつては、 当該 通 知 に

係る変更後 の交付 対象数量) を当該 都道 府 県  $\mathcal{O}$ 知 事 に 通 知するものとする。

第三 項 の規定による通知を受けた対象事 \*業者 は 農林 水産省令で定めるところにより、 その行う対象

8

事 業 の実績及びその実施に要した経費その他 の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるもの

を農林水産大臣 に 段報告し、 な け れば ならない。 この 場合に お **V**) て、 当該対象 事業者に係 る 計 画 記 載 地 域 が

 $\mathcal{O}$ 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 区 |域を超え えなな いときは、 農林・ 水産 大臣 は、 当該 報告 0 内 容 を当 |該都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 知 事 に 通 知

するものとする。

(総交付対象数量)

第六条 総交付 対象数量 は、 生乳の生産事 情、 飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮し

て定めるものとする。

2 総交付 対 象 数 量 は、 毎 会計. 年 度、 当該 会計年 度 0 開 始 前 に定 め なけ れ ば なら な

3 農林 水 産 大 臣 は、 総交付 対象数量 を定めようとするときは、 食料 農業 農村政策審 議会の意見を聴

かなければならない。

4 農林 水 産 大 臣 は、 総交付 対象数量を定めたときは、 遅滞なく、 これを告示するものとする。

農林 水 産 大臣 は 生乳  $\mathcal{O}$ 生 産事 情 飲 知 年 紀 乳 及び 乳製品  $\mathcal{O}$ 需 給事 情そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 経済事情 に 著 L 1 変動 が

5

生じ、 又は生ずるおそれが あ る場合において、 特に必要が あると認めるときは、 総交付 対象数量 を改定

することができる。

6 第三項及び第四 項の規定は、 前項 の規定による総交付対象数量 の改定に つい て準用する。

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第七条 農林 水産大臣 (第五条第七 項  $\bigcirc$ 規定による都道府県知事 0) 通知があつた場合にあつては、 当該

都道府県知事。 次項において同じ。)は、 当該会計年度において、 政令で定めるところにより、 政令で

定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、 当該対象事業者が当該 期間

内 . に 取 り扱 つた生乳 の数量 のうち生産者補給交付金等に係る加工 京料乳 の数量を認定するものとする。

2 農林・ :水産· 大臣 は 前項  $\mathcal{O}$ 政 令で定め る期間ごとに、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定により 対 象事 業者ごとに認定 L た数 量

(その数量 の当該会計年度における合計が、 交付対象数量を超える場合にあつては、 当 該 認定 L た数量

から当該超える数量を控除して得た数量 (当該数量が零を下回る場合には、零とする。)) を機構 に 通

知するものとする。

3 機 構 は、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による通 知 に係る数量に、 次条第 項の規定により定め られる生産者補 給 金の単

価を乗じて得た額を、 生産者補給交付金等として、 対象事業者に交付するものとする。

#### 生 産者補 給 金の 単 価

第八条 生 産 者 補 給 金 の単 価 は 農 林 水産大臣 が、 生乳の 生産費その 他 の生 一産条件、 生乳 及 び 乳製品 0) 需

給 事 情 並 び に 物 価 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 経 済 事 情 を考 慮 Ļ 生産 っされ る生 乳  $\mathcal{O}$ 相 当部 分 が 加 工 原 料 乳 で あ ると 認 め 6

れ る 地 域に お け る生乳  $\mathcal{O}$ 再生 一産を 確保することを旨として定めるものとする。

を促進することとなるように配っ 慮するものとする。

3

第六条第

項

から第六項

へまで

 $\mathcal{O}$ 

規

定

は、

生産者は

補

給金

 $\mathcal{O}$ 単

価

に

つ

7

て準用する。

2

農林

水産大臣は、

生産

者

補

給金

の単

価を定めるに当たつては、

酪農経営の合理化及び集送乳の効率化

第 号対 象 事 業者 による生産 者 補 給 金  $\mathcal{O}$ 交付等

第九 条 機構 か ら生産者補 給交付。 金 0 交付を受けた第 一号対象事業者 ( 第 号対象事業を行う対象事 業者

をいう。 以 下 同じ。 は、 その交付を受けた生産者補給交付金 の金 一額に 相 当する金額を、 生産 者補 給 金

として、 当 該 第 号対象事 業者に生 乳受託 販売に係る委託又は 生 |乳買取| 販 売に係る売渡 しをした者 12 対

その 委 託 又は 売渡 l に係る生 乳 の数 量を基準として交付 L なけ れば な 5 ない。  $\mathcal{O}$ 場 合に お *(* ) て、

当該第 号 対 象事 業者 は、 当該委託 託 又は売渡 しをした者に対し、 その者 に対して交付する生産 者 補 給金

の金額を記載した書面を交付しなければならない。

2 又は 額 に 前 生乳買 項 相  $\mathcal{O}$ 規定により生 取 る 金額 販売 に係 を、 産 る売渡しをし 同 者 項 補  $\mathcal{O}$ 規 給 定 金  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 例 た者に対し交付 交付を受けた者 に より、 生 産 しなけ 者補 ( 生 乳 給 の生 ればならない。 金として、 産者を除く。) その者 この に は、 項 生 乳  $\widehat{\mathcal{O}}$ ,受託 その交付を受けた金 規定による生産 販 売に 係 る 者 委 託 補

3 他 に · 係  $\mathcal{O}$ 機 農 る売 構 林 カゝ 渡 5 水 L 産省令で定め 生 をし 産者補給交付 した者に、 対 る し 事 金の交付を受けた第一 項を、 報告 L 当該 なけ れ 第 ば 号対. なら な 象事 号対象事業者は、 業者に生乳受託 その行う第一 販売に係る委託 号対象事業の実績その 又は 生乳 買 取 販 売

給

金

の交付を受けた者

(生乳の生産者を除く。)

に

ついても、

同

様

とする。

4 け  $\mathcal{O}$ 例 れ 前 ば に 項 ならない。 より、  $\mathcal{O}$ 規定 その により報告を受けた者 この 者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対 項 の規定による報告を受けた者 全 三乳 の生 産者を除く。 (生乳の生産者を除く。) は、 当該: 報告に係 につい る事項を、 ・ても、 同 L 報告 項 同様とす 0 規定 な

第 号対象事 業者は、 第 項の書面 の交付に代えて、 政令で定めるところにより、 当該: 第 号対象事

5

る。

業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者 の承諾を得て、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 書 面 に 記

載す Ž き事 項 な電 磁的. 方法 (電子: 情 報 処 理 組 織 を 使用する方法その 他  $\mathcal{O}$ 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術 を利 用 す んる方法

で あ つて、 林 水 産 省令で定め る ŧ 0 を 1 う。 に より 提 供することができる。 この 場合に お 当

該第一号対象事業者は、同項の書面を交付したものとみなす。

第十八条を第三十三条とする。

第十七 条 中 「第十五条第一 項若しくは第二項」を 「第五条第八項若 しくは第二十九条第 項から第三項

まで」 に 改 8 同 条第 項 0) 下に 「若しくは第二項」 を加え、 同 条を第三十二条とする。

第十 六 条中 「交付 金 を 機 構 か ら交付 金又は生 産 者補: 給 金 に改 め、 同条を第三十一条とする。

第五章を第六章とする。

第 + 五条第 項 中 「若しくは原料乳若しくは指定乳製品 の生産者、 集荷業者、 販売業者若しくは輸 入業

者」 及び 原料乳若しく は 指 定乳製品  $\mathcal{O}$ 生 一産費、 輸入価: 格若しくは在庫 量 を削 り、 同 条第四 項 中

項」 を 「第 項 及び第二 項」 に改 め、 同 項 を同 条第五項とし、 同 条第三項中 「第 項」 を 「第 項 及び

第二項」 に改 め、 同 頃を同り 条第四項とし、 同 条第 二項を同 条第三項とし、 同 条第 項  $\mathcal{O}$ 次に 次 0 項 を加

える。

2

農林・ 水産大臣又は都道 府県知事 は、 この 法律の施行に必要な限度にお いて、 政令で定めるところによ

り、 加 工 原 料 乳若 しくは 特 定乳製 品  $\mathcal{O}$ 生 産者若 L Š は 販売業 者若 しく は 指 定乳 製品 等 O輸 入業者

5 0 者が直 接 文は 間 接の 構 成員となつてい る団体を含む。) に対し、 生乳 の処理若しく は 加加 工 0) 数量 若

しくは指定乳製品等の輸 入価格その他必要な事項に関し報告をさせ、 又はその職員に、 これらの者  $\mathcal{O}$ 事

務所その他  $\mathcal{O}$ 事業場に立ち入り、 帳簿、 書類その 他 必要な物件を検査させることができる。

第四 章中第十五条を第二十九条とし、 同 条の 次に次の一 条を加える。

(事務の区分)

第三十条 第七条第 項及び第二項、 第十条第一項、 第十一条第一項 (第十三条第三項にお いて準見 用する

場合を含む。)、第十二条第二項、 第十三条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定により都道 府 県

が 処 理することとされてい る事務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条第九項第 号

に規定する第一号法定受託事務とする。

第十四条中 一、 第七条第三項又は第十一条各号」を「又は第二十四条各号」 に改め、 同条を第二十七条

こし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第二十八条 農林 :水産: 大臣 は、 生産者補給交付金等又は集送乳 調整金 の交付を受けた対象事業者 に対

酪農経営の安定を図る観点から、 必要な指導及び助言を行うことができる。

第四章を第五章とする。

第十三条の見出しを「 (指定乳製品等の交換)」に改め、 同条中 「指定乳製品の」 を 「指定乳製品等の

に、 「当該指 定乳製品」 を 「これ」に、 「指定乳製品と」 を 「指定乳製品等と」 に改め、 第三章中 同 条

を第二十六条とする。

第十二条の見出しを 「(指定乳製品等の売渡しをしない場合)」 に改め、 同条中 「第八条の規定による

買入れ又は第十条」を「第二十三条」に改め、 同条第一号及び第二号を削り、 同条第三号中 「第十条」 を

「第二十三条」に改め、 同号を同条第一号とし、同条第四号中「第十条」を「第二十三条」に改め、 同 号

を同条第二号とし、 同条第一 五 号を同条第三号とし、 同条を第二十五条とする。

第十一 条中 「原料乳」 を 「加工原料乳」に、 「指定乳製品を」 を 「指定乳製品等を」 に改め、 同条第

号及び第二号中 「指定乳製品」 を 「指定乳製品等」 に改め、 同条を第二十四条とする。

第十条  $\mathcal{O}$ 前  $\mathcal{O}$ 見出 しを削 り、 同 条中 「指定乳製 品  $\mathcal{O}$ 価 格 が 安定 上 ·位価格· を超えて騰貴し又は 騰貴するお

それ が あ ると認  $\Diamond$ 5 れ る場 一合は」 を 次に 掲げ る場 合に は に、 「 指 定乳 製 品を」 を 「指 定乳製 品等を」

に改め、同条に次の各号を加える。

指定乳 製品 0 価格が著 しく騰貴し、 又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

指定乳製品  $\mathcal{O}$ 生産条件及び需 給 事 情そのは 他 0 経済事情を考慮 Ļ 指定乳製品 の消費 の安定に資する

ことを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第十条を第二十三条とし、 同 条  $\mathcal{O}$ 前 に見 出しとして (指定乳製品等の売渡し)」 を付する。

第九条の次に次の一節、章名及び六条を加える。

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十条 都 道 府 県知 事 ( 第 五 条第二 一項 第 号 口  $\mathcal{O}$ 地 域 が  $\mathcal{O}$ 都道 府 県の 区域 を超える第一 号対象事業者 0

場合にあ つては、 農林 水産大臣。 第十二条第二項並びに第十三条第 項及び第二項 にお 1 て同じ。 は

次 の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、 その申請により、 指

定事業者として指定することができる。

生産 者 補 給 金  $\mathcal{O}$ 交付 の業務及 び 集送 2乳調: 整 金に係る業務を適正 一かつ確立 実に実施できると認 めら れ

こと。

定款その他の基本約款において、 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取 販売に係る売渡し が 年 間 を

通じて安定的 に行 わ れ る見込みが ない 場合その 他 の農林水産省令で定める正当な理 由 が ある場合を除

き、 第五条第二 一項第 号 口  $\mathcal{O}$ 地域. 方内で 生産され る生乳に つい て  $\mathcal{O}$ 生乳受託 販売に係る委託又は生乳 買

取 販 売 に 係 る売渡 L  $\mathcal{O}$ 申 出 を拒 んで は ならな V 旨 が 定 8 5 れ て 7 ること。

前号 Ō 地 域 が、 一又は二以上 0) 都道 府県の 区 域 (その 区 域  $\mathcal{O}$ 自 |然的| 経 済的 条件に照らして、 当該 区

域 E おい て一体として集送乳をすることが困難と認めら れる場合にお いて、 農林水 産大臣 が 都 道 府 県

知 事  $\mathcal{O}$ 意見を聴 1 て当該区域を分けて区域を定めたときは、 その 区域) を単位とするも のであること。

兀 生産 者 補 給金  $\mathcal{O}$ 交付 の業務及 び 集送乳 調整 金に係る業務に関する規程 (以 下 「業務 規 程」

に お 1 て、 生産者補 給金及び集送乳 調 整 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 金額の算定及びその交付 の方法 集送乳に係 る経 費の

算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

五. 第十三条第一 項又は第二 項の規定により指定を解除され、 その 解除  $\mathcal{O}$ 日 から二年を経過し ない者で

ないこと。

2 前 項 の申 請 には、 農林水産省令で定めるところにより、 定款その他の基本約款及び業務規程を添付し

なければならない。

3 生 乳生産者団体は、 第一 項の申請をする場合には、 あらかじめ、 その申請及び業務規程につき、 総会

議決を経なければならない。

 $\mathcal{O}$ 

(指定の公示等)

第十一条 都道 府県 知事 は、 前条第 項の規定による指定 (以下単に 「指定」という。) をしたときは、

遅滞なく、 その旨を、 公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、 指定をしたときは、 遅滞なく、 その旨を、 公示し、 かつ、 当該指定に係る地域を管

轄する都道府県知事に通知するものとする。

(業務規程の変更)

指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの (次条第一項第三号において「指定生乳生産者団

体」という。)は、 業務規程を変更する場合には、 その変更につき、 総会 の議決を経なけ ればならない。

2 指定事業者は、 業務規程を変更したとき (農林 水 産省令で定める軽微 な変更をしたときを除く。 は

遅滞なく、 農林水産省令で定めるところにより、 その旨を当該指定をした都道府県知事 元に届り け出なけ

ればならない。

(指定の解除)

第十三条 都道 府県知事 は、 指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 政令で定めるところに

より、指定を解除しなければならない。

第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のい ずれかに該当しないこととなつたとき。

偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

三 指定 の解 除 の申出 (指定生乳生産者団体にあつては、 総会の議決を経てされたものに限る。) があ

つたとき。

2 都道府県知事 は、 指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 政令で定めるところにより、

指定を解除することができる。

一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

第十条第一 項第二号の 農林-水産省令で定める正当な理由 がある場合を除き、 その指定に係る地 域内

で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡し の申 出を拒 んだ

とき。

三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つた

とき。

3

第十一条の規定は、 前二項の規定による指定の解除について準用する。

(集送乳調整金の交付)

第十四条 機構は、 指定事業者に対し、 次条に定めるところにより、 集送乳調整金を交付することができ

る。

(集送乳調整金の金額等)

第十五条 機構は、 第七条第一 項の政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、 同条第二項の規定によ

る通 知に係る数量に、 次項の規定により定められる集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、 集送乳調整

金として、交付するものとする。

2 集送 乳 調 整 金  $\mathcal{O}$ 単 価 は、 農林 水 産 大臣 が、 指 定事 業者が集送乳 に通常要する経費 0 額 か ら効率的 に 集

送乳 が 行わ れ る場 合 の経 費 0 額を控除 して得た額を基礎として定め るものとする。

3 第六条第二 項 から第六項までの規定は、 集送乳調整金の単 価につい て準用する。

(指定事業者による集送乳調整金の交付)

第十六条 機 構 か 5 集送乳 調整金の交付を受けた指 定事 業者は、 その交付を受けた集送乳 調 整金を、 業務

規 程 で定めるところにより、 集送 乳 調整金として、 当該指定事 業者 に生乳 受託 販売 に係 ぶる委託 又は 生 乳

買 取 販売に係る売渡しをした者に対し交付しなけ ればなら ない。

2 前 項 の規定により集送乳 調整金 の交付を受けた者 (生乳の生産者を除く。) は、その交付を受けた集

送 乳 調整 金を、 農林水産省令で定めるところにより、 集送乳調整金として、その者に生乳受託 販 一売に 係

る委 託 又は 生乳買 取 販売に係る売渡しをした者に対し交付しなけ ればならない。 この 項  $\mathcal{O}$ 規定による集

送乳 調 整 金 の交付を受けた者 (生乳 の生産者を除く。)についても、 同様とする。

### 第四章 指定乳製品 の価格の安定に関する措置

### (指定乳製品 等 の 輸 入

第十七 機 構 は、 玉 際約 東に従 つて農林 水産大臣 が 定めてる 通 知 する数量 の 指 定乳製品 又は 政 令で定め る

その 他 乳製品 ( 以 下 「指定乳製品等」という。 を輸入するものとする。

機 構 は、 前項の規定によるほか、 指定乳製品 の価格が著しく騰貴し、 又は騰貴するおそれがあると認

2

めら れる場合には、 農林水産大臣 0 承認を受けて、 指定乳製品等を輸入することができる。

輸輸 入に係る指定乳製品 等  $\dot{O}$ 機構  $\sim$ の売渡し)

第十八条 指定 乳 製製 品等に つき関 税 法 (昭 和 <u>一</u> 十 九年法律第六十一号) 第六十七条 0) 規定に よる輸 入 0 申

告 ( 以 下 「輸入申告」という。)をする者 (その者が当該輸 入申告の際その輸入申告に係る指 定乳 製品

等 の所有者でない場合にあつては、その所有者) は、 その輸入申告に係る指定乳製品等を機構 に売 り渡

さなければならない。 ただし、 次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、 この 限りでない。

機構 又 は 機 構 の委託を受けた輸 入業者が指定 乳製品等を輸入するとき。

指定乳製品 0) 価 格 の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

政令で定め る用途に供されるも のとして関税暫定措置法 昭昭 和 三十五年法律第三十六号) 第八条の 五.

2

第二項に お 7 て準 用 する関 脱税定率 法 明 治 兀 十三年 法 律第 五. + 匝 | 号) 第九 条の二  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 割 当て を

受け て指: 定 乳 製 品品 等を輸 入する者 は そ  $\mathcal{O}$ 指 定 乳 製 品等 が <u>当</u> 該 政 令で定 8 る用 途 以 外  $\mathcal{O}$ 用 途 に 供 され る

こととなった場合 (農林· 水 産省令で定め る場合を除く。) に は そ <u>,</u> 指定 乳 製品等 を 機 構 に 売り 渡 及

び そ の指定乳製品等が 機 構 に .売り渡されることを確保する旨の契約 を機構と締結 しなけ れ ばなら な

3 第 項 0) 規定による売渡 ĺ 文 は 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による契 約  $\mathcal{O}$ 締 結 は、 当該: 指 定乳製品等に係 る輸 入申 告

前に、

申

込

書

を

機

構

に提

出

L

てしな

け

れ

ば

なら

な

4 指定 乳 製 品 等 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 関 税 法 第 七 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 V ては、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる申 込 書  $\mathcal{O}$ 提 出 が

あ 0 た場 合 に お け る当該 申 込 みに 対する 機 構  $\mathcal{O}$ 承 諾 は、 同 条第 項の 許 可 承 認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

第十 九 条 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 売 渡 L に係る る指定 2乳製品等 等 に つい て  $\mathcal{O}$ 機 構  $\mathcal{O}$ 買 入れ  $\mathcal{O}$ 価 額 は 当該: 指

定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

 $\mathcal{O}$ 

## (輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十条 機 構 は、 第十八 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定による指定乳製品等  $\mathcal{O}$ 売渡 しをした者に対し、 その 指定乳製品

等を売り戻さなければならない。

2 機 構 は、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による売戻しをするため、 第十八条第一項の 規定による指定乳製 品等の

売

渡

しを

受けるに当たつて、 当該 売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買い戻さなければならない

旨の条件を付することができる。

3 機 構 は、 第十八条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、 当 該 売渡 しをする

者に 対 前 項  $\mathcal{O}$ 条件 を付 す Ź ほ か、 政 合で定めるところにより、 当該 条件による買戻 l に係 る 債 務  $\mathcal{O}$ 

履行 を確保するため必要な 範 囲内 で、 保 証 金 証 券その 他 の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第二十 条 前条第 項 0 規 定による機構 の売戻し の価額 は、 玉 際約束に従つて農林水 産大臣 が定め て告

示する金額に、 当該売戻しに係る指定乳製品等  $\dot{O}$ 数量を乗じて得た額を、 機構  $\mathcal{O}$ 買 入れ  $\mathcal{O}$ 価額 に 加 えて

得た額とする。

2 第十八条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合に

は、 機 構 は 農林 水産省令で定めるところにより、 当該指定乳製品等に つき、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により加 算

る額を減額することができる。

(準用)

第二十二条 前三条の規定は、 第十八条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構 の売渡し

及びその売戻しについ て準 用する。 この場合において、 第十九条中 「輸入申告をすべき価額」 とあ る  $\overline{\mathcal{O}}$ 

は、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

本則に次の一条を加える。

第三十四条 第十二条第二項 の規定による届出をせず、 又は虚偽の 届出をした者は、 十万円以下の過 料に

処する。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第二条 独立 行 政 以法人農 畜 産 業 振 興 機 構 法 (平成· + 匹 年 法律第百二十六号) *(*) <del>\_</del> 部を次のように改正する。

第十条第一 号ニを削 り、 同 号 ハ 中 口 <u>の</u> を 「ニの」に、 「指定乳製品」 を 「指定乳製品等」 に改め、

同号ハを同号ホとし、 同号口中 「指定乳製品」 を 「ハの業務に係る指定乳製品等」 に改め、 同号口を同 号

ニとし、同号イの次に次のように加える。

口 加 工 原 料 乳 に つい 7 0) 生産 者 補 給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整 金 の交付を行うこと。

ハ 指定乳製品等の輸入を行うこと。

第十条第一号に次のように加える。

機構 以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。

に改 め、 同 条中 第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、 第一 号 の 次に次の 一 号

を加える。

第十二条の

見

出

U

を

 $\neg$ 

(区分経理等) 」

に改め、

同

· 条 第

号 中

「第十条第一号」

を

「第十条第

一号イ」

第十条第一号口 からへまでの業務及びこれらに附帯する業務

第十二条に次の一項を加える。

2 機 構 は、 前 項第二号の業務に係る勘定にお 7 7 通則法第四十四条第一 項に規定する残余を生じたとき

は、 前項及び 同 条第 項 0 規定に か か わらず、 農林水産大臣 の承認を受けて、 その残余  $\mathcal{O}$ 額に政令で定

8) る割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、 第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充て

るため、 前 項 第 号の業務 のに係る 勘 定に 繰 り入れることができる。

第十 匹 条中 第十 条第 号口 及 び を 「 第· + 条 第 一号ハ か らへまで」 に改 Ø

第十 五. 条中 「第十二条第一号」 を 「第十二条第一 項第一号又は第二号」 に改め

第十七 条中 「第十条第一号ニ、第二号」 を 「第十条第 号口 0 規定により機構が交付する生産者補 給交

付金及び集送乳調整金並びに同条第二号」に改める。

第十八条第 号 中 「第十条第一号ニ、第二号」 を 「第十条第二号」 に改り め、 同 条第二号中 「第十三条第

一項」を「第十二条第二項又は第十三条第一項」に改める。

附 崱 第 五条中 「新暫定措 置法第三条第一項及び」 及び 「それぞれ 新暫定措 置法及び」 を削る。

附 則 第六条第二項中 「第十二条第三号」 を 「第十二条第一 項第四 に改 がる。

附 則第 八条第二項中 「第十二条第 号 を 「第十二条第 項 第 一 号 に改める。

附 則

(施行期日)

第 一条 この法は 律は、 平成三十年四月 一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定

める日から施行する。

附 則 第三 条 第四 条第二項、 第五 条及び第十条 Ď 規 定 公布 0 日

附則第十 七条及び第十八条の 規 定 平 成三十年三月三十 日

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止)

第二条

加

工原

料

乳生産者補給金等暫定措置

法

(昭

和

四十年法律第百十二号)

は、

廃止する。

(畜産経営の安定に関する法律の一部改正等に伴う経過措置)

第三条 第 条  $\mathcal{O}$ 規定による改 正 後  $\mathcal{O}$ 畜 産 経 営  $\mathcal{O}$ 安定に 関 ずす る法 律 ( 以 下 「新畜安法」 という。 第二条第

兀 項 に 規定する対象事 業者 とは、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 「施行日」という。 前におい 7 Ŕ 新畜· 安法

第五 条第一項及び第二項の規定の例 に より、 同 条第 項に規定する年間販売 計画を作成し、 同 項に · 規 定す

る契 約 書 の写し その 他農林-水 産省令で定める書類を添えて、 農林 水産大臣に提出することができる。

第四 条 平 ·成三十 ・年度の 総交付 1対象数1 量 (新畜安法第 五 条第四 項 に 規定する総交付 対象数量 をいう。 次項に

お 7 て同じ。 生産者補 給 金 0 単 価 及び 集送乳調 整 金の 単 価 0 決定については、 新畜安法第六条第 二項

新 畜 安法第 八条第三項及び第十五条第三 一項にお いて準用する場合を含む。 中 「毎会計 **三**年度、 当該 会計

年 度  $\mathcal{O}$ 開 始 前 に لح あ る  $\mathcal{O}$ は 一畜 産 経営  $\mathcal{O}$ 安定 に関 する法律 及 び 独 7 行 政 法 人 農 畜 産 業 振 興 機 構 法  $\mathcal{O}$ 

部 を 改 正 す る 法 律  $\widehat{\overline{\Psi}}$ 成 <u>一</u>十 九 年 法 律 第 号)  $\mathcal{O}$ 施 行 後遅 滞 なく」

2

農

林

水

産

大

臣

は、

平

-成三十

车

度

0)

総

交付

対象数量

生産者

補

給

金

 $\mathcal{O}$ 

単

価

及

び

集送

2乳調:

整

金

0

単

価

を定め

ようとするときは、 施行 日 前 に お 7 ても、 食料 農業 農村 政 策 審 議 会の言 意見を聴くことができる。

第五 条 新 畜安法第二条第四 項 第 号に 規定する第一 号対象事業を行う同 頃に 規定する対象事 業者 は、 施 行

日 前 に お 1 て ŧ 新畜 安法 第 + · 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\bigcirc$ 例 に ょ ŋ 指 定  $\mathcal{O}$ 申 請 をすることができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 指 定  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ 0 た 場 合 に お け る当該 指 定 に 0 1 て は 新 畜 安法 第 + 条第 項 及 び 第

+ 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 例 に ょ るも のとする。 この 場合 に お 7 て、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 の例 に より 指定を受けたときは 施

行 日 に お 1 7 同 項  $\mathcal{O}$ 規定により指定を受けたものとみなす。

第六条 平成二十 九 年 度  $\mathcal{O}$ 加 工 原 料 乳 附 則 第 二条  $\mathcal{O}$ 規定によ る廃 止 前  $\mathcal{O}$ 加 工 原料 乳 生産者: 補 給 金等暫 定措

置 法 附 則 第 八 条に お 1 7 旧 暫定 措 置 法 という。 第二条 第 項 に規定 す Ź 加 工 原 料 乳 をいう。 に

1 7 0 生 産 者 補 給 交付 金 及び 生産 者 補 給 金 の交付 に つい 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よ る。

0

第七条 施行 日 一前に、 第 条の規定による改正前 の畜 産経営の安定に関する法律第七条第一 項の 認定を受け

た 同 項  $\mathcal{O}$ 計 画 及 び 同 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 認定 を受け た同 項  $\mathcal{O}$ 計 画 12 つい て は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

第 八 条 施 行 日 前 に 旧 暫 定 措 置 法 第四 章  $\mathcal{O}$ 規 定に より Ĺ た処 分、 手 続その 他  $\mathcal{O}$ 行 為 は、 新 畜 安法 中 0 相

る規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 施 行 日 前 に た行為並 がに附記 則第六条及び第七 条の 規定により なお従前 0 例によることとされる場

合に お け る 施 行 日 以 後に L た行為に対する 劉則  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 **,** \ て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

(政令への委任)

第十条 ک  $\mathcal{O}$ 附 則 に規定するもののほ か、 この 法律 の施行に関し 必要な経過措 置 (罰則 に関する経過措置を

含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十一 条 政 府 は  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 後 五. 年を目途として、 新畜安法第三 一章  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 実施 状 況 を勘案 必 要

が あると認めるときは、 当 該 以規定に つ 1 て検討を加え、 その結果に 基 づ v) て 必要 な措 置を講ずるも のとす

る。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自 治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の 一 部を次のように改正する。

別表第一 社会福祉施設職員等退職手当共済法 (昭和三十六年法律第百五十五号) の項の次に次のように

加える。

三号) 畜産経営の安定に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十 県が 三条第一 条第三項にお 第七条第一項及び第二項、 処理することとされている事 項及び第二項並びに第二十九条第二項の規定により都道府 į١ て準用する場合を含む。)、 第十条第一項、 務 第十一条第一項 第十二条第二項、 (第十三 第十

別表第一 加 工 原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号) の項を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第十三条 関税暫定措 置法 (昭 和三十五年法律第三十六号)の一 部を次のように改正 する。

第七条の三第二項第二号中 加 工原料乳生産者補給金等暫定措 置法 (昭 和 四十年法律第百十二号) 第十

三条第一 項」を 「畜産経営の安定に関する法律 (昭 和三十六年法律第百八十三号) 第十七条第一項」 に改

める。

別 表第 第〇四 〇二項 か ら第〇 匝  $\bigcirc$ 五. 一項まで の規定中 加加 工原料乳生産者補給 金等暫定措置法 第

三条第一 項」を 「畜産経営の安定に関する法律第一七条第一 項」に改める。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四

\_ 条

肉

用子

牛生産安定等特別措

置法

(昭和六十三年法律第九十八号)

の一部を次のように改正する。

第十 四条第二 項中 「第十二条」を 「第十二条第一 項」 に改める。

のは「若しくは第二号」と、」を加える。

第十五

条中

「第十二条」を

「第十二条第一

項」

に改め、

「第十五

条中」

の 下 に

「「又は第二号」とあ

第十六条第 項中 「第十二条」を 「第十二条第一項」に改め、 同条第二項中 「第十二条」を「第十二条

第一 項」に、 加 工 原料乳生産者補 給金等暫定措置 法 (昭 和 四十年法律第百十二号) 第三条第一項第一号

か 5 第五 |号まで」 を 機 構法 第十条第 号 口 からへまで」 に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十五条 食料 農業 ·農村基本法 (平成十一 年法律第百六号) の 一 部を次のように改正する。

第四 十条第三 |項中 加 工 原料 乳 生 産者 補 給 金等 暫 定措 置 法 (昭 和 四十 年 法律第百十二号)」 を削 る。

生 糸 0) 輸 入 に 係 る 調 整 等 に 関 する 法 律 を 廃 止 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第十六条 生糸 0 輸 入に係る調整等に関する法律を廃 止する法律 (平成二十年法律第十二号)の一部を次の

ように改正する。

附 則 第四 条第二項中 「第十二条第三号」を 「第十二条第一項第四 号 に改

、環太平洋パ } ナー シ ップ協・ 定の 締結に 伴う関係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 はする法語 律  $\mathcal{O}$ 部改正)

第十七 条 環太平 洋パ ŀ ナ シ ップ 協 定  $\overline{\mathcal{O}}$ 締 結 に 伴う 関 係 法 律 0 整 備 に関 す る法 律 (平成二十八 年 法 律 第

百八号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、 関税暫定措置法第七条の三の改正規定中 「同条第六項」 を 「同条第二項第二号中

十 匝 [条第 項」 を 「第十七条第一 項」 に改め、 同 条第六項」 に改 め、 同法第十二条の次に二条を加える改

正規定の次に次のように加える。

別 表第 第○四・○二項から第○ 匝 ○五項までの 規定中 「第二 一四条第 項 を 「第 七条第 項

に改める。

第六条を次のように改める。

(畜産経営の安定に関する法律の一

(畜産 経営 0 律 0) 部改正

第六条 畜産経営の安定に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

(第三条—第十条)」

を

「肉用牛及び肉豚についての

目

次中

「指定食肉等の価格の安定に関する措置

交付金の交付 (第三条)」に、 「第十一条-―第十六条」を 「第四条 -第九条」に、 「第十七条 -第二十

三条」を 「第十条―第十六条」に、 「第二十四条―第三十三条」を「第十七条―第二十六条」に、 「第

三十四条 ―第三十七条」を「第二十七条 ―第三十条」に、「第三十八条― 第四十一条」を「第三十一条

―第三十四条」に改める。

第一条中 「主要な」の下に「家畜又は」を加え、 「価格の安定又は」を「交付金若しくは」に改め、

「の交付」の下に「又は価格の安定」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において 「肉用牛」とは、 政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、 「肉豚」 とは、 種豚以

外の豚をいう。

第二条第四 |項第 号イ中 「第十七条第三項及び第十九条第一 項 を 「第十条第三項及び第十二条第

項」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条を次のように改める。

第三条 独立 行政法人農畜 産業! 振興機構 ( 以 下 「機構」という。) は、 標準的 販売価格 が 標準的生産費

を下回 つた場合に は、 肉 用 牛 文は 肉豚 の生産者であつて次の各号のいず れにも該当するも 0 に 対

肉用牛 文は 为 豚  $\mathcal{O}$ 生産 者 の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金 (以下この条及び第三十一条に

おいて「交付金」という。)を交付することができる。

次のいずれにも該当する積立金 (次項及び第三項において「積立金」という。) の積立てに要す

る負担金を支出しているものであること。

1 標準: 的 販売価 格が 標準的生産費を下回つた場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼ

す影響を緩和するためのものであること。

口 肉 用 半又 は肉 豚 の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合に

その支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その 他 (T) 事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものである

ر ح

2 交付金 の額は、 農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚 の生産者ごとに、 肉用牛又は肉

豚 0) 標 準 的 生産 一費と標準 準 的 販売 価 格との差額 に、 肉用: 牛 文は 肉 豚  $\mathcal{O}$ 再 生 産を確保することを旨として

農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、 肉用牛又は肉豚 (積立金の対象とされているも のに限

)であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところに

ょ ŋ 確 認をしたものの品 種別の 頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3 積立、 金か ら肉 用牛 文 は 肉豚の生産者に対し支払われる額は、 交付金の額から控除するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する 「標準的販売価格」 とは、 肉用牛又は肉 豚 0 標準: 的 な販売価格として

農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、 第一項及び第二項に規定する 「標準

的 生産費」 とは、 肉 用牛又は肉 豚 0 標準的 な生産費として農林水産省令で定めるところにより品 種 别

に算出した額をいう。

第四 [条か] ら第十条までを削 り、 第三章第一節中第十一条を第四条とする。

第十二条第二項第一号ホ中「第十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、 同条を第五条とし、

三条を第六条とする。

第十四条第 項中 「第十二条第七項」 を 「第五条第七 項」 に改め、 同条を第七条とする。

第十五名 条第三項中 「第十三条第二項」 を 「第六条第二項」 に改め、 同 条を第八条とし、 第十六条を第

九条とする。

第十七条第一項中「(第十二条第二項第一号ロ」を「(第五条第二項第一号ロ」に、 「第十九条第二

項 並 びに第二十条第 一項」を 「第十二条第二項並 一びに第十三条第一 項」に改め、 同 項第二号中

条第二 一項第 号口」 を 「第五条第二項第一 号 口 に改め、 同 項 第 五 <del></del> 号中 「第二十条第一 項」を 第十三

条 第 項 に改め、 第三章 第二節中同条を第十条とし、 第十八条を第十一条とし、 第十九条を第十二条

とする。

二号」を「第十条第一項第二号」に改め、 号中 第二十条第一項第一号中 「第十七 条第 項第一号」 「第十七条第一項第二号」を を 「第十条第一 同条第三項中「第十八条」を「第十一条」に改め、 項第一号」に改め、 「第十条第一項第二号」に改め、 同項第二号中 「第十 -七条第 同条第二項第 同条を第 項 第

十三条とし、第二十一条を第十四条とする。

を 第二十二条第一項中 「第六条第二項」 に改め、 「第十四条第一項」を「第七条第一項」に改め、 同条を第十五条とし、第二十三条を第十六条とし、 同条第三項中「第十三条第二項 第四章中第二十四条

を第十七条とし、 第二十五条を第十八条とし、第二十六条を第十九条とする。

第二十七条中 「第二十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、 同条を第二十条とする。

第二十八条第二項中「第二十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十九条中 「第二十五条第二項」を「第十八条第二項」に、 「第二十六条」を「第十九条」に改め

同条を第二十二条とする。

第三十条の前の見出 しを削り、 同条を第二十三条とし、 同条の前に見出しとして「(指定乳製品等の

売渡し)」を付し、第三十一条を第二十四条とする。

第三十二条中 「第三十条」 を「第二十三条」に改め、 同条を第二十五条とし、 第三十三条を第二十六

条とする。

第三十四条中 「第五条第三項、 第八条各号又は第三十一条各号」を「第三条第一項各号、第二項若し

くは第四項又は第二十四条各号」に改め、 第五章中同条を第二十七条とし、第三十五条を第二十八条と

する。

第三十六条第一項中 「指定食肉若しくは鶏卵等」 を 「肉用牛若しくは肉豚」 に改め、 (指定食肉に

係る家畜 の生産者を含む。)、 販売業者若しくは 輸 入業者」 を削 り、 販売価 格若し くは在 庫 量 を

「若しくは 販売価 格」 に改め、 同条第四 項を同条第五項とし、 同条第三項中 「前二項」を「第一 項及び

第二項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林・ 水産大臣は、 この法律の施行に必要な限度において、 と畜場法 (昭 和二十八年法律第百十四

は 肉用牛若しくは肉豚 第三条第二項に規定すると畜場 の生産者からその生産 (肉 用牛又は した肉用牛若しくは肉豚 肉豚に係 るも のに 限る。 (牛肉又は豚肉を含む。) 0 設置者若 しくは管 理 者又 の 販

売 (の委託若しくは売渡しを受けた者(その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。) に

対し、 肉 用牛又は肉 豚 の生産費 (と畜に係るものに限る。 肉用牛又は 肉 豚 (牛肉又は豚肉を含む

 $\mathcal{O}$ 販売 価 路その: 他 必 要な事 項に関し 報告を求めることができる。

第三十六条を第二十九条とする。

第三十七条中「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項 (第二十条第三項」を

第七条第 項及び第二項、 第十条第一項、第十一条第一項 (第十三条第三項」に、 「第十九条第二 項

第二十条第一項」 を「第十二条第二項、 第十三条第一 項 に改 め、 同条を第三十条とする。

第三十八条中 「機構 から」 の 下 に 「交付金又は」 を加え、 第六章中 -同条を第三十一条とする。

第三十九条中 「第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項」を 「第五条第八項若しく

は第二十九条第一項から第三項まで」に改め、 同条を第三十二条とし、 第四十条を第三十三条とする。

第四十一条中 「第十九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、 同条を第三十四条とする。

附則第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第九条を次のように改める。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第九 条 独 <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 法 人農 畜 産業振 興 機 構 法 平 成十四年法律第百二十六号) の一部を次のように改正する。

第十条第一号イを次のように改める。

1 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十条第一

号中ロ

及びハを削

り、

ニをロとし、

ホをハとし、

同号へ中「ホの」を「ハの」に改め、

同

号へを同号ニとし、 同号ト 中  $\overline{\ }$ <u>の</u> を 「ニの」 に改め、 同号トを同号ホとし、 同号チを同号へとし、

同 条第二号中 国 内 産 0 牛 · 乳 を学校給 食 0 用 に供す る事 業 に つ *(* ) てその経 費を補 助 及び」 を削

同 条第五号中 ホをへとし、 ニをホとし、 ハをニとし、 口 0) 次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中 「 及 び 口 を 「からハまで」に改め、 同条第二号中 「前条第五号ニ」 を「前条第五

号ホ」に改める。

第十二条第一項第一号中 「からハまで」 を削り、 同項第二号中 「第十条第一号ニからチまで」 を

「第

十条第一号ロからへまで」 に改め、 同項第四号中 口 及びハ」 を「からニまで」に、 「並びに」 を

及び」に改め 同 項 第五号中 「第十条第五 号二及び ホ」 を 「第十条第 五号ホ · 及び <u>^</u> に 改 いめる。

第十 应 条中 第十 条第 号イ、 口 及 び ホ か らチま で を 「第十 条第 号 ハ カゝ 5 へまで」 に 改 8 る。

第十七条中 「第十条第一 号ハの規定により 機構 が 交付する補 助 金 同 | 号二 | を 「第十条第一号ロ」 に

改める。

第十八条第一号中 「第十条第一号ハ、 第二号」を 「第十条第二号」 に改める。

附則第一条第二号の次に次の一号を加える。

の 二 附 則 第十 八 条  $\mathcal{O}$ 規 定 畜 産 経営 0) 安定 に関う する法律 及び 独 立 一行 政 法 人農畜 産 業 振 興 機 構 法  $\mathcal{O}$ 

部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附

?)附則第一条第二号に掲げる規定の

施

行

 $\mathcal{O}$ 

H

附 則 第五 条 の見出 し中 畜 産 物  $\mathcal{O}$ 価 格安定に関する法律」 を 「畜産経営の安定に関する法律」 に改め、

同 条中 「畜 産 物  $\mathcal{O}$ 価 格 安定に関する法律第六条第三項」 を 「畜産経営の安定に関する法律第五条第 項

に、「同条第四項」を「同条第二項」に改める。

附則第十条の次に次の一条を加える。

## (地方自治法の一部改正)

第十条の二 地 方自 治 法 (昭 和二十二年法律第六十七号) の 一 部を次のように改正 する。

別 表 第 畜 産 経 営  $\mathcal{O}$ 安定に 関する法律 昭昭 和三十六年法律 第百八十三号)  $\mathcal{O}$ 項 中 第十 应 条 第 項 及

び 第二 項、 第十七条第一項、 第十八条第一項 (第二十条第三項) を 「第七条第一 項及び第二項 第十 条

第 項、 第十一条第一項 (第十三条第三項」に、 「第十九条第二項、第二十条第 項」 を 「第十二条第

項、 第十三条第 項」に、 「第三十六条第二項」 を 「第二十九条第二項」 に改める。

附則第十三条を次のように改める。

#### 第十三条 削除

附 ]則第: 十四 条のうち、 肉用子牛生産安定等特別措置法第十三条第一 項の 改正 規定中 「畜 産 物  $\mathcal{O}$ 価 格安定

12 . 関 する法律」 を 「畜産経営の安定に関する法律」に、 「第二条第三項」 を 「第二条第一 項」 に改 め、 同

法 第十 匹 条第 項の 改 Ē 規定中 「第二条第三項」 を 「第二条第一 項 に改り め、 同法第十五条を削 り、 同 法

第五 章 中第十 五 条の二を第十五条とする改正規定を次のように改める。

#### 第十五条を削る。

第十五条の二中 「補助金について」を 「補助金」 に、 「生産者積立助成金について」を「生産者積立

助成金」に改め、第五章中同条を第十五条とする。

附則第-十四四 条中 肉 用 子牛 生 産安定等特 別 措置法第十八条の改 正規定  $\mathcal{O}$ 前 に次  $\mathcal{O}$ ように加 える。

「第十条第一号ニからチまで」を

「第十条第一

号口からへまで」

に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十六条第二項中

第十五条 削除

附則に次の一条を加える。

(畜産 経営 の安定に関する法律及び 独立 ·行政法· 人農畜産業振興 機 構法 (T) 部を改正する法律の一 部 改正

\_

第十八条 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産 物  $\mathcal{O}$ 価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法 (T) 部を改正する法律

第一条を次のように改める。

(畜産物 の価格安定に関する法律の一 部改正)

る。

第

条

畜

産

物の

価格安定に関する法律

(昭和三十六年法律第百八十三号)

の <u>ー</u>

部を次のように改正す

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第 章 総則 (第一条・第二条)

第二章 指定食肉等の価格の安定に関する措置 (第三条—第十条)

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一 節 生産者補給交付金等の交付 (第十一条—第十六条)

第二節 集送乳調整金の交付 (第十七条—第二十三条)

第四章 指定乳製品の価格の安定に関する措置 (第二十四条— -第三十三条)

第五章 雑則 (第三十四条—第三十七条)

第六章 罰則(第三十八条—第四十一条

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第 条 ۲ 0 法律 は、 主要な畜産物について、 価格の安定又は生産者補給交付金等の交付に関する措

置 を講ずることにより、 畜産 物  $\mathcal{O}$ 需 給 の安定等を通じた畜産経営  $\bar{\phi}$ 安定を図り、 もつて畜産及びそ

 $\mathcal{O}$ 関連 産 業の 健全なる 発展を促進 Ļ 併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条中第三項を削り、 第二項を第三項とし、 同条第一項中 「原料乳」を 「加工原料乳」に改め、

「次項の」 を削り、 「指定乳製品」 の下に「その他政令で定める乳製品」 を加え、 同項を同条第二項

とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律にお いて 「食肉」とは、 食用に供される家畜 の肉をい **(**) 「指定食肉」 とは、 豚肉、 牛

肉その他政令で定める食肉であつて、 農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二条に次の一 項を加 える。

4 この 法 律 に お 1 て 対対 象事 業 とは、 次に掲げる事業をい V ; 「対象事業者」 とは、 対象事 業を

行う事業者をい う。

次に掲げる販売の事業 (以下「第一号対象事業」という。)

1 生乳受託販売 (委託を受けて行う生乳の乳業者 (酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

昭 和二十九年法律第百八十二号)第二条第二項の乳業を行う者をいう。 口 及び次号に お \ \ て同

に対する販 売又は 委託を受けて行う生乳  $\mathcal{O}$ 加 工 及び当該 加 工 に係る乳 製 品  $\mathcal{O}$ 販 売 を 1 1

生乳生産者団体 (生乳 の生産者が直接 文は 間 接  $\mathcal{O}$ 構 成員となつている農業協 同 組合又 は 農業

協同 組合連合会をいう。 第十七条第三項及び第十九条第一項において同じ。) が行う場合に あ

つては、 当該生乳生産者団体が 直接又は 間接の 構成員となつており、 カュ ~つ、 全国の区域を地 区

とする農業協同 組 合連合会に対するこれらの委託を含む。 以下同じ。)

口 生乳買取販売 (買い取つた生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工 一に係

# る乳製品の販売をいう。以下同じ。)

自ら生産 した生乳  $\mathcal{O}$ 乳業者に対する販売 (委託) して行うものを除く。) の事業 (以 下

対象事業」という。)

 $\equiv$ 自ら生産 した生乳 の加工及び当該加工に係る乳製品の販売 (委託して行うものを除く。) の事

業(以下「第三号対象事業」という。)

第二章の章名中 「主要な畜産物」を 「指定食肉等」に改める。

という。)」

に改

め、

同

項各号を削

り、

同

条第二項中

「原料

乳

及び

指

定乳製品

にあっては

生産

者

 $\mathcal{O}$ 

第三条第

項中

「次の安定価格」

を

「指定食肉

の安定基準

価格及び安定上位価格

( 以 下

「安定価格

販売価格につい て、 指定食肉にあつては」 を削 り、 同条第三項中 「及び安定下位価 格」 を削 り、 亍

つて原料乳、 指定乳製品及び」を 「下回つて」に、 「こえて指定乳製品及び」を「超えて」に改め、

同 条第四 項中 「原料乳又は」及び 「については、これら」を削り、 「これらの再生産」 を「その再生

産 に、 「とし、 指定乳製品については、 その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して」

を「として」に改める。

第五条を削る。

第六条  $\mathcal{O}$ 見出 しを  $\neg$ (指定食肉等の保管又は 販売に関する計画) \_ に改め、 同 条中 第 項及び第二

項を削 り、 第三 項 を第 項 とし、 同 . 条第 兀 項 中 原 料 乳 を 加加 工 原 料 乳 に 改 め、 同 項 を 同

項とし、 同 条第 五. 項中 前 匹 項」 を 前 項 に 改 め、 同 項 を 同 条第三項とし、 同 条 第六項を 削

同条第七項中 「第二項 か ら第四項まで」 を 「 第 項及び第二項」に、 「聞く」を 「聴く」 に改め、 同

項を同り [条第四] 項とし、 同条第八項を削 り、 同条を第五条とする。

を削

り、

第二項

を

第一

項とし、

同

条第三

項

中

「前条第三項」

を

前

条

第

項」

に

改

め、

同

項

を

同

条

第

第七

条

 $\mathcal{O}$ 

前

 $\mathcal{O}$ 

見 出

L

を

削

り、

同

条に見出

しとして

(指定·

食肉

の買入れ)」

を付

Ļ

同

条中第

項

二項とし、 同条第四 項 を同り 条第三項とし、 同 条第五項中 「 指 定乳製品 又は」 を削 り、 第 項 0) 規定

による生乳生産者団体か らの買入れ又は第三項」を「第二項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同 条

を第六条とする。

第八条を削る。

第九 条 Ò 前 0 見出 L を 削 り、 同条中 「指· 定乳製品又は」 及び 指定乳製品にあ つては 般競争入

書中 札 の方法により、 「これらの方法」を 指定食肉にあつては」を削り、 「これ」 に改め、 同条を第七条とし、 売り渡す」を「売り渡す」に改め、 同 条の前に見出しとして 同条ただし (指定 食肉

の売渡し)」を付する。

第十条中 「原料乳及び 指定乳製品又は」を削り、 「指定乳製品又は指定食肉を」を 「指定食肉を」

に改め、 同条第一号及び第二号中 「指定乳製品又は」を削り、 同条を第八条とする。

第十一 条の見出 しを (指定食肉の 買入れ又は売渡しをしない場合)」 に改め、 同条中 「第七条の

を 「第六条の」に、 「又は第 九条」 を 「又は第七条」 に改め、 同 1条第一号及び第二号を削 ŋ 同 条

第三号中 第九 <sup>2</sup>条」 を 「第七条」 に改め、 同号を同 条第一号とし、 同 条 第四 |号中 「第九 条」 を 「第七

条」 に改め、 同号を同条第二号とし、 同条第五号を同条第三号とし、 同条を第九条とする。

」を「これ」に改め、同条を第十条とする。

第

十二条の見出しを

(指定食肉の交換)」

に改め、

同条中

「指定乳製品又は」を削り、

「これら

第十五条第一 項中 「前条第一 項」 を 「第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若 しくは第二項」

に、 「同項」 を 同 条第一 項若しくは第二項」に、 「二十万円」を「三十万円」 に改め、 同条第二項

を削 り、 同条を第三十九条とし、 第四 章中同条 の前に次の一条を加える。

第三十八条 偽りその 他 |不正 の手段に より機 構 カン ら生産者補 給 金の交付を受けた者は、 三年以下 · の 懲

役又は 百 万円 以 下 0) 罰 金に処す Ź。 ただし、 刑 法 (明治四 十年法律第四 十五 号) に 正 条が あ るとき

は、同法による。

第四章を第六章とする。

第十四 条第 項 中 「原料乳、 指定乳製品、 指定食肉又は鶏卵等の生産費、 輸入価値 格、 在庫 量その 他

これらの 価 格の 安定に関 L 必要な事項 を調査するため必要が あるときは、その」を この 法律  $\mathcal{O}$ 施 行

に . 必 要な」 「これ 5  $\mathcal{O}$ 生産 者 を 「 指· 定 食肉 若しく は 鶏 卵 等  $\mathcal{O}$ 生 産 者 に改 め、 集荷 者

加 え、 同条第三項中 「 第 項 を 第 項 及び第二項」 に改め、 同項 を同条第四項とし、 同条第二 項

を削

り、

「対し、

の 下 に

「指

定

食肉

若

しく

は

鶏

卵

等

 $\mathcal{O}$ 

生

産

費

販売

価

格若、

しく

は

在

庫

量そ

 $\mathcal{O}$ 

他

を

中 前 項 を 「前二項」 に改め、 同項を同り 条第三項とし、 同 条第 項の 次に 次の一 項を加え える。

2 農林 水 **深産大臣** 又は 都 道 府 県 知 事 は、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施行 に 必 要な限度に お į١ て、 政令で定めるところ

によ り、 加 工 原料乳若 L Š は 特定乳製品 0) 生産 者若、 しくは 販売業者若しくは指 定乳製品等 0 輸 入業

者 (これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。) に対し、 生乳 の処理若しくは

加工の数量若しくは指定乳製品等の輸入価格その他必要な事項に関 し報告をさせ、 又はその 職 員に

これら の者 の事 務所その他 一の事 業場に立ち入り、 帳簿、 書類その他 必要な物件を検査させること

ができる。

第三章中第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の区分)

第三十七条 第十四条第一 項及び第二項、 第十七条第一項、 第十八条第一項 (第二十条第三項におい

て準用する場合を含む。)、第十九条第二項、 第二十条第一 項及び第二項並びに前条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定

により都道府県が処理することとされている事務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)

第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三条中 「第六条第五項又は第十条各号」を 「第五条第三項、 第八条各号又は第三十一条各号」

に改め、同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指導及び助言)

第三十五条 農林水産大臣は、 生産者補給交付金等又は集送乳調整金の交付を受けた対象事業者に対

酪農経営の安定を図 図る観点 から、 必要な指導及び助言を行うことができる。

第三章を第五章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節 生産者補給交付金等の交付

(生産者補給交付金等の交付)

第十一条 機構 は、 次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、 この節に定めるところによ

り、 当該各号に定める生産者補 給交付金又は生産者補 給金 (以 下 「生産者補給交付金等」という。

)を交付することができる。

一 第一号対象事業 生産者補給交付金

二 第二号対象事業 生産者補給金

三 第三号対象事業 生産者補給金

(年間販売計画の作成等)

第十二条 前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者 は、 農林水 産 省

令で定めるところにより、 毎会計年 度、 当該会計年度に お į, て当該対象事 業者が行う生 乳 又 は 特 定

乳 製 品品 (指定 乳製品 そ  $\mathcal{O}$ 他 第二条第二 項  $\mathcal{O}$ 政 令で定 8 る 乳 製品 をい う。 以 下 同 Ü  $\mathcal{O}$ 販 売 に 関 す

る計 画 ( 以 下 年 間 販 売 計 画 という。 を作成 Ĺ 当該 販 売に係る契約 書 の写し その 他 農 林 水 産

省令で定める書類を添えて、 農林水産大臣に提出しなければならな \ <u>`</u>

なけ れ ば なら かない。 2

年

間

販

売計

画には、

次の各号に掲げる対象事業者

の区分に応じ、

当該各号に定める事項を記

載し

第 号対 象事 業 な行う う対 象 事 業 者 次に掲 げ る事 項

1 氏 名又は 名 称 及 び 住所 並 び に 法 人に あ つ て は、 そ  $\mathcal{O}$ 代表者の氏名

口 第 号対 象事 業に係る生乳 0 生産され る地 域

ハ 第 号対 象事 業に係る各月ごとの生乳  $\mathcal{O}$ 用 途 別  $\mathcal{O}$ 販 売予 定数量

= 第 号対象事 業に係る各月ごとの 特定 乳 製品  $\mathcal{O}$ 販 売予 定 数 量

ホ 第十六 条第 項の 規定による生産 者補 給 金  $\mathcal{O}$ 交付 の業務  $\mathcal{O}$ 

内

容

その他農林水産省令で定める事 項

第二号対象事業を行う対象 事 業者 次に 掲げる事 **項** 

1 氏 名又は 名 称 及び 住 所 並 び に 法 人にあ つて は、 そ  $\mathcal{O}$ 代 \_表者 0 氏

名

口 第二号対象事業に係る生乳の 生産 され る 地

域

その 他農林水産省令で定める 事 項 ハ

第二号対象事業に係る各月ごとの生乳

の用

途別の販売予定数量

=

三

第三号対象事業を行う対象事

業者

次に

撂

げ

る事

項

0

氏

名

1 氏 名又 は 名称 及び 住 所 並 び に 法 人にあ つては、 そ  $\mathcal{O}$ 代表者

口 第三号対象事 業に係 る生乳の 生産 され る 地 域

ハ 第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品 の販売予定数量

= その 他農林水産省令で定める 事 項

3

農林 水産大臣 は 対象事 業者 カ 5 第 項  $\bigcirc$ 規定により年 間 [販売計] 画  $\mathcal{O}$ 提 出が あ つた場合に お ١ ر 7

当 該 年 間 |販売計| 画が 農林 水産省令で定め る基準に適合するものであ ると認めるときは、 遅滞なく

等に係る る 対象事業者に対し、 加 工 原料乳  $\mathcal{O}$ 数量 当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金  $\mathcal{O}$ 最 高 限 度 ( 以 下 「交付対象数量」 という。 を通り 知するものとする。

4 交付 対 象数 量 は 農 林 水 産 省令で定めるところによ り、 当該 会計 年 度に お 1 て交付 する生 産 者 補

給交付· 金等に係 る加 工 原 料乳  $\mathcal{O}$ 数量  $\mathcal{O}$ 総量  $\mathcal{O}$ 最 高 一限度として農林水産大臣 が ,定め る数 量 (以 下 総総

交付対象数量」 という。 を基礎とし、 当該対象事業者が提出 した年間 販売計画 に基づき算出 [する

ものとする。

5 農林 水産大臣 は、 生乳の 生 産 事情、 飲用 牛 乳及び乳製品  $\mathcal{O}$ 需 給事: 情 並 び に対象事 · 業 者  $\mathcal{O}$ 行 う対 象

を超り 事 業 え  $\mathcal{O}$ な 実 施状 7 範 井 況 丙 を考慮 に お į١ Ļ て当 特 該 に 対象事 必 要 が ・業者に係る交付対象数 あ ると認  $\Diamond$ るときは、 交付: 量を変更することができる。 対 象 数 量  $\mathcal{O}$ 総 量 が 総 交付 対 象 数 量

6 農林 水産大臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により交付 対象数量を変更したときは、 遅滞なく、 当該対象事業者

に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7 農林 水 産大 臣 は 対象 事 事業者が 提 出 L た年 間 販売 計 画 に 記載され た第二 項 第 号口、 第二号 口 又

は第三号

口

0)

地

域

(次項に

お

1

7

計

画

記載

地

域

という。

が 一

0)

都道.

府県の区域

ぬを超え,

な

1

場

- 55 -

合にお 7 該 は、 通 知 いて、 当 12 該 係る交付対象数量及び当該 通 当該対象事業者 知 に係 る変更後 に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、  $\mathcal{O}$ 交付 年 対 間 象 数 販 量 売計 を当 画  $\mathcal{O}$ 該 内 都 容 道 (同 府 県 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定 知 事 に による通知を 通 知するも したときにあ 遅滞、 なく、 当

8 第三項 0 規定による通知を受け た対象事業者 は、 農林 水産省令で定めるところにより、 その 行う

対 象事 業 の実績及びその実施 に要し た経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定

 $\Diamond$ るも を農林水産大臣に報告しなけ ればならない。 この場合にお いて、 当該対象事 業者に係 . る 計

府県の知事に通知するものとする。

画

記

載

地

域

が

 $\mathcal{O}$ 

都

道

府

県の

区域を超えないときは、

農林

水産大臣

は

当該報告

の内

容を当該

都道

### (総交付対象数量)

総交付対象数量は、 生乳の生産事情、 飲用牛乳及び乳製品 の需給事情その他の経済事情 を

考慮して定めるものとする。

2 総交付 対象数量は、 毎会計 年度、 当該会計 年 度 0 開始 前 に定め なけ れ ば ならない。

農 林 水 産 大 臣 は、 総交付対象数量 を定めようとするときは、 食料 農業 農村政 策審 議 会 「の意見

3

を聴かなければならない。

4 農林. 水 **定大臣** は 総交付対象数量を定めたときは、 遅滞なく、 これを告示するものとする。

5 農 林 水 産 大臣 は 生 乳  $\mathcal{O}$ 生 産 事 情 飲 用 4 乳 及び 乳製品  $\mathcal{O}$ 需 給事 情 その 他  $\mathcal{O}$ 経 済 事 情 に著 L 1 変

動 が生じ、 又は生ずるおそれがある場合にお いて、 特に必要があると認めるときは、 総交付対象数

量を改定することができる。

6 第三項及び第四項 の規定は、 前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

(生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等)

第十四 農林 水産 大臣 (第十二条第七 項 の規定による都道 府県知事  $\mathcal{O}$ 通 知 が あ つた場合にあつて

は 当該 都道 府県知事 次項に おいて同じ。) は、 当該会計年度に おいて、 政令で定めるところに

より、 政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、 当該 対 象

事 業者 が当該期間 内に 取 り扱 つた生乳の数量 のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳 の数量 を

認定するものとする。

2

農林 水産大臣は、 前項の政令で定める期間ごとに、 同項の規定により対象事業者ごとに認定した

数量 (その数量の当該会計年度における合計が、 交付対象数量を超える場合にあつては、 当該認定

L た数量から当該超える数量を控除 して得た数量 (当該数量が零を下回る場合には、

)を機構に通知するものとする。

3

機 構

は

前項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定による通

知に係る数量に、

次条第一項の

規定により定められる生産者補

給金

 $\mathcal{O}$ 単 価を乗じて得た額を、 生産者補給交付金等として、 対象事業者に交付するものとする。

(生産者補給金の単価)

第十五条 生産 者 補 給 金  $\overline{O}$ 単価 は、 農林水産大臣が、 生乳の生産費その他の 生産条件、 生乳及び乳製

品  $\mathcal{O}$ 需 給 事 情 並 び に 物 価 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 経 済事 情を考慮 生産され る生 乳 0) 相当 部 分が 加 工 原 料 乳 で あ

ると認 めら ń る地域に おける生乳の 再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 農林水産大臣は、 生産者補給金の単価を定めるに当たつては、 酪農経営の合理化及び集送乳の効

率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3 第十三条第二項から第六項までの 規定は、 生産者補給金の単価について準用する。

(第一号対象事業者による生産者補給金の交付等)

第十六条 この場合において、 産 事 し をし 者 業者をいう。 補 た者に対し、 給 機構 金として、 から生産者補給交付金の交付を受けた第一号対象事業者 以下同じ。) 当該第一号対象事業者は、 当該 その 委託 第 号対象 は、 又は売渡 その交付を受けた生 事 業者 しに係る生乳 に生 |乳受託| 当該委託又は売渡しをした者に対し、 の数量 産者補 販 売に を基準として交付しなけ 係 ii給交付。 る委 託 金 又は  $\mathcal{O}$ ( 第 一 金額 生 に 乳 号対象事業を行う対象 買 相当する金額を、 取 れ 販 その者に対し ば 売 なら に 係 な る売 生

2 係る委託 た 金 前 額 項 に  $\mathcal{O}$ 規定に 又は 相当す 生乳買 る金 より生 取 額 産者 を、 販売に係 同 補 項 給 金の る売渡しをした者に対し交付し  $\mathcal{O}$ 規 交付を受けた者 定  $\mathcal{O}$ 例 に よ り、 生産 (生乳 者 補 の生産者を除く。) 給 なけ 金として、 ればならない。 その者に は、 こ の 生 その交付を受け 乳受託 項 0) 規 販 定に 売 に

て交付する生産者補

給

金の金額を記

載

した書面を交付しなければならない。

ょ

る生産者補

給

金の交付を受けた者

(生乳

の生産者を除く。)

につい

ても、

同

様とする。

3 その 買 取 機 販売 他 構  $\mathcal{O}$ か に係る 農林 ら生産者補 る売渡しをした者に対し報告しなければならない。 水産省令で定める事項を、 給交付金 の交付を受けた第 当該 第 一号対象事業者は、 号対象事 ・業者に生乳受託販売に係る委託又は その行う第一号対 象事 業 0 生乳 実 績

規定 報告 前 0) 項 な 例 の規定により報告を受けた者 け により、 ħ ば ならな その者に生乳受託 この 項 0 規定 販売に係る委託又は (生乳の生産者を除く。) による報告を受けた者 生乳買取 は、 (生乳 販売 当該報告に係る事項を、 に係る売渡しをした者に の生産者を除く。 に 同 0 項 1 対  $\mathcal{O}$ 

4

5 第一 号対象事業者は、 第一項の書面の交付に代えて、 政令で定めるところにより、 当該第 号 対

f,

同

様

象事業者に生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者の承諾 を得て、 同 項  $\mathcal{O}$ 

書 面 に 記 記載すべ き事 項を電磁的 方法 (電子情 報処 理 組 織を使用する方法その 他  $\mathcal{O}$ 情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術 を

場合に 利 用す 、る方法で おいて、 であ 当該 つ て、 第 号対象 農林 水 事 産 業者 省令で定め は 同項 るもの の書面を交付したものとみなす。 を いう。 により 提供することができる。

第二節 集送乳調整金の交付

(第一号対象事業者の指定)

第十七条 都道 府 県知 事 (第十二条第二項第一 号 口  $\mathcal{O}$ 地 域 が  $\mathcal{O}$ 都道 府 県の 区 .域を超える第 号 対 象

業者 0 場合にあ つては、 農林水産大臣。 第十 九 条第二項並びに第二十条第 項及び第二 一項に お 1

事

この

て同じ。)は、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、

そ

の申請により、指定事業者として指定することができる。

生産 者補 給 金 の交付の業務及び集送乳 調整金に係る業務を適正か つ確実に実施できると認めら

れること。

定款その他の基本約款において、 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年

間を通じて安定的に行われる見込みが ない場合その他 の農林水産省令で定める正 当な理 由 が ある

場合を除き、 第十二条第二項第一 号口  $\mathcal{O}$ 地 域内で生産される生乳 に つい て の生乳 受託販売に係る

委託 又は 生 乳 買取 販 然売に係る る売渡 L  $\mathcal{O}$ 申 出 を 拒 んで は なら ない 旨 が定め 6 れ ていること。

三 前 号  $\mathcal{O}$ 地 域 が、 <u></u> 又は二以上の 都道 (府県の) 区域 (その 区 域 の自は 然的 経済 的 条件 に 照らして、 当

該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、 農林水産大臣 が

都 道 府 県知 事 の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、 その区域) を単位とするも

のであること。

兀

生産 者補 給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程 。 以 下 「業務規程 とい

う。 ) において、 生産者補給金及び集送乳調整金 の金額の算定及びその交付の方法、 集送乳に係

る経費 の算定の方法その 他 1の事 項 が 農林水産省令で定める基準に従 1 定められて いること。

五. 第二十 -条 第 項 文は は第二項  $\mathcal{O}$ 規定により指定を解除 され、 その 解 除 0 日 か ら二年を経過 ない

者でないこと。

2 前 項 0 申 請には、 農林水産省令で定めるところにより、 定款その他の基本約款及び業務規程を添

付 しなけ ればならな

3

生乳

生

産者!

団体は、

第

項

の申請をする場合には、

あら

かじめ、

その申請及び業務規程

につき、

総会

0) 議 決を経 な け れ ば ならな

(指定 の公示等

第十八条 都道 府県知事 は、 前条第一 項の規定による指定(以下単に 「指定」という。) をしたとき

は、 遅滞なく、 その旨を、 公示し、 かつ、 農林水産大臣に届け 出なければならない。

2 農林・ 水 産大臣は 指定をしたときは、 遅滞なく、 その旨を、 公示し、 かつ、 当該指定に係る地 域

を管轄す る都道 這一一点. 知 事 に通知するものとする。

## (業務規程の変更)

第十九条 指定事業者のうち生乳生産者団体であるもの (次条第一項第三号において 「指定生乳生産

者団 体 という。 は、 業務規程を変更する場合には、 その変更に つき、 総会の議決を経なけ れ ば

ならない。

2 指定事業者は、 業務規程を変更したとき(農林水産省令で定める軽微な変更をしたときを除

は、 遅滞なく、 農林水産省令で定めるところにより、 その旨を当該指定をした都道府県知事 に届

け出なければならない。

(指定の解除)

第二十条 都道 府県知事 は、 指定事業 業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 政令で定めるとこ

ろにより、指定を解除しなければならない。

第十七条第 一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。

偽りその 他不正 の手段により指定を受けたことが判明 したとき。

三 指定 0 解 除 の申 出 (指定生乳生産者団体にあつては、 総会の議決を経てされたものに限る。

があつたとき。

2 都道· 府県知事は、 指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 政令で定めるところによ

り、指定を解除することができる。

第十七条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。

第十七条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る

地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡し の申

出を拒んだとき。

三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行

つたとき。

3

第十八条の規定は、 前二項の規定による指定の解除について準用する。

(集送乳調整金の交付)

第二十一条 機構 は、 指定事業者に対し、 次条に定めるところにより、 集送乳調整金を交付すること

ができる。

#### 集送乳 調 整 金 の金額等)

第二十二条 機 構 は 第十四条第 <u>一</u>項  $\hat{O}$ 政令で定める期間ごと及び指定事業者ごとに、 同 条第二項  $\mathcal{O}$ 

規定による通 知 に係 る数量 に 次 項  $\mathcal{O}$ 規定により 定めら れ る集送乳調 整金  $\mathcal{O}$ 単 価を乗じて得 た 額 を

集送乳調整金として、 交付するものとする。

2 集送乳 調 整 金 の単 価 ルは、 農林水産大臣が、 指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的

3 第十三条第二項から第六項までの 規定は、 集送乳調整金の単価に つい て準用する。

に

集送

乳

が行っ

わ

れる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

(指定事 業者 による集送乳調 整 金 0) 交付)

第二十三条 機構 か ら集送乳調整金の交付を受けた指定事業者は、 その交付を受けた集送乳 調整 金を

業務規程で定めるところにより、 集送乳調整金として、当該指定事業者に生乳受託販売に係 る委

託 又は 生 乳買取 販売に係る売渡しをした者に対し交付しなけ ればならない。

た集送 前 項 乳  $\mathcal{O}$ 調整 規定により 金を、 農林水産省令で定めるところにより、 集送乳調整 金の交付を受けた者 (生乳 集送乳調整金として、その者に生乳受託  $\mathcal{O}$ 生産者を除く。 は、 その交付を受け

2

販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し交付しなければならない。 この項 O

規定 に よる集送乳 調 整 金  $\mathcal{O}$ 交付を受け た者 全 乳  $\mathcal{O}$ 生産者を除く。) に **つ V** > 7 t 同 様とする。

第 낊 賁 指 定 乳 製 品品  $\mathcal{O}$ 価 格  $\mathcal{O}$ 安定に 関 す Ź 措 置

(指定乳製品等の輸入)

第二十四条 機 構 は、 国際約十 束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量 一の指定乳製品又は政令で

定めるそ  $\overline{\mathcal{O}}$ 他乳製品 ( 以 下 「指定乳 製品等」 という。 を輸入するも のとする。

2

機

構

は

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規定に

よ

る

ほ

か、

指定乳製

品品

 $\mathcal{O}$ 

価

格が

著

しく騰貴

し、

又は

騰貴するおそ

れ

が

あ

る

لح 認認  $\Diamond$ 5 れ る場 合に は 農 林 水 産 大 臣  $\mathcal{O}$ 承 認を受けて、 指定 乳 製品 等 を輸 入することができる。

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第二十 五. 条 指定 乳製品等につき関税 法 (昭 和二十九年法律第六十一号) 第六十七条の規定による輸

入の 申 告 ( 以 下 「輸入申告」 という。) をする者 (その者が 治該輸, 入申 告の 際そ 0 輸 入申告に 係

指定乳 製 品等  $\mathcal{O}$ 所有者 で ない 場合に あつては、 その 所有者) は、 そ  $\mathcal{O}$ 輸 入 申 告 に 係 る 指定 乳 製 品品

を機 構 に 売 ŋ 渡さなけ ればなら ない。 ただし、 次に掲げ る場合及び次項 E 規定する る場 『合は、 この 限

りでない。

機構 又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。

指定 乳 品  $\mathcal{O}$ 価 格  $\mathcal{O}$ 安定に悪影響を及ぼ す おそれが が ない ものとして政令で定めるとき。

2 政令で定め る用途に供されるものとして関税暫定措置法 (昭 和三十五年法律第三十六号) 第八条

の五第二項において準用する関税定率法 (明治四十三年法律第五十四号) 第九条の二の規定に ょ n

割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、 その指定乳製品等が当該政令で定める用途 以外 0 用

途に供されることとなつた場合 (農林水産省令で定める場合を除く。 )にはその指定乳製 品等を機

構 に売 渡し、 及びその指定乳製品等が 機構 に 売り渡されることを確保する旨 の契約 を機 構 と締 結

L なけ ればならない。

3 第一 項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、 申込書を機構に提出 してしなければならない。 当該指定乳製品等に係る輸入申

告の前

に、

4 指定乳製品等につい て  $\mathcal{O}$ 関税法第七十条 (T) 規 定の 適 用 に つい て は、 前項  $\bigcirc$ 規定による申込書 「 の 提

出があつた場合における当該申込みに対する機構  $\mathcal{O}$ 承諾 は、 同 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可、 承認等とみなす。

前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

5

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる売渡 L に係る る指定乳製品等に つい ての 機 構 0 買 入れ 0 価 額 は

当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第二十七条 機構 は、 第二十五 一条第一 項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、

定乳製品等を売り戻さなければならない。

2 機 構 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による売戻しをするため、 第二十五 条第 項の規定による指定乳製 묘 等 0 売

渡 しを受けるに当たつて、 当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買い 戻さなけれ

ばならない旨の条件を付することができる。

3 機 構 は、 第二十五条第一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、 当該売渡し

をする者に対し、 前項  $\mathcal{O}$ 条件を付す るほ か、 政令で定めるところにより、 当該条件による買戻しに

係る債務 0 履行を確保す るため必要な範囲 内で、 保証, 金、 証券その他 の担保を提供させることがで

その指

きる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第二十八条 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる 機 構  $\mathcal{O}$ 売 戻 L 0 価 額 は、 玉 際 約 東に従 つて農林 水 **派産大臣** が 定

8

て告示する金額 に、 当該 売戻し に係る指定乳製品等 の数量を乗じて得た額を、 機構 0) 買 入 れ  $\mathcal{O}$ 価 額

に加えて得た額とする。

2 第二十五条第 一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである

場合に は 機構 は 農林水産省令で定めるところにより、 当該指定乳製品等につき、 前項の 規定に

より加算する額を減額することができる。

(準用)

第二十九条 前三条の規定は、 第二十五条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構 0)

売渡し及びその売戻しについて準用する。 この場合において、 第二十六条中 「輸入申告をすべ き価

額」 とあ るの は、 「農林水産省令で定める価額」 と読み替えるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第三十条 機構は、 次に掲げる場合には、 政令で定めるところにより、 その保管する指定乳製品等を

般競争入札の方法により売り渡すものとする。 ただし、 その方法によることが著しく不適当であ

ると認っ ぬられる る場合にお いては、 政令で定めるところにより、 随意契約その 他 の方法で売り渡すこ

とができる。

指定乳製品の価格が著しく騰貴し、 又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

指定乳製品 の生産条件及び需給事情その 他 の経済事 情を考慮し、 指定乳製品 の消費の安定に資

することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第三十一条 機構 は、 次  $\mathcal{O}$ 場 合に は、 政令で定めるところにより、 加 工 原料 乳 及び指 定乳製 品品 の 時 価

に悪影響を及ぼさないような方法で、 その保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

その保管する指定乳製品等の数量 |が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合

その保管する指定乳製品等  $\mathcal{O}$ 保管期間 が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

三 その他農林水産省令で定める場合

(指定乳製品等の売渡しをしない場合)

第三十二条 機構は、 次の場合には、 第三十条の規定による売渡しをしないものとする。

第三十条の規定による売渡しの契約に違反し、 その違反行為をした日から一年を経過 しない 者

であるとき。

第三十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的とし

て行われたと認めるとき。

三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(指定乳製品等の交換)

第三十三条 機構 は、 その保管する指定乳製品等の 品質の低下により著しい損失を生ずるおそれが

る場合は、 これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において

その価額が等しくないときは、 その差額を金銭で清算するものとする。

本則に次の二条を加える。

第四十条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定め 0 あるものを含む。 以下この項にお いて

同じ。) の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務

あ

に関 前二条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、 各本

条の罰金刑を科する。

2 法 人で、 ない 寸 体に つ 1 て前 項 0 規定 の適 用 が ある場合に は、 その代も 表者又は管理 人が その 訴 訟行

為につき法人で ない団 体を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事 訴訟に . 関 する

法律の規定を準用する。

第四 <u>+</u> 第十. 九条第二項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、 十万円以下

料に処する。

附 則第十条中 第七条第二項及び第三項並 びに第九条」 を 「第六条第 項及び第二項並びに第七 条

」に改める。

第二条中独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第一号の改正規定の前に次のように加える。

第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

第二条中 独 立 行 政 法 人農畜産業 振興機 構法第十条第一号の改 Ē 規定を次のように改める。

第十条第 一号中 「 畜 産物  $\mathcal{O}$ 価 格安定に関する法律  $\subseteq$ を 「畜産経営の安定に関する法律

· の 過

価 格安定措置」 を 「措置」 に改め、 同号イ及び 口中 「指定乳製品及び」 を削り、 同号ハ中 「畜産物の

価 路安定に関する法律第六条第二項、 第三項又は第四 項」 を 「畜 産経営 の安定に関する法 は律第五: 条第

項又は: 第二項」 に改り め、 「 指· 定乳製 品 を削 り、 同号に次 のように 加 える。

ての生産者補給交付金及び生産者補給金並びに集送乳調整金の交付を行う

ر الح =

加工原料乳につい

ホ 指定乳製品等の輸入を行うこと。

ホ の業務に係る指定乳製品等の買入れ、 交換及び売渡しを行うこと。

ト への業務に伴う指定乳製品等の保管を行うこと。

チ 機 構以 外 の者  $\mathcal{O}$ 輸 入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。

第二条のうち、 独立行政法 人農畜産業振興機構法第十二条の改正規定中 「第十条第一号イ」 を「第十

条 第 一号イからハまで」に、 「第十条第一 号口 か らへまで」を 「第十条第一号ニからチまで」 に改め、

同法第十四条の改正規定を次のように改める。

第十四条中「及びロ」を「、ロ及びホからチまで」に改める。

第二条のうち、 独立行政法 人農畜産業振興機構法第十七条の改正規定中 「第十条第一号ニ」 を削

第十条第 号口」 を  $\neg$  $\mathcal{O}$ 規定に、 ょ ŋ 機 構 が 交付 する補 助 金、 同 号ニ」 に 改 め、 同 法第十八条  $\mathcal{O}$ 改 正 規

定中 第十 条第 号中 第 + 条 第 号二、 第二号」 を 「第十条第二号」 に改 め、 同 条第二号」 を

十八条第二号」に改める。

附 則 第三条の見出 し 中 「畜産経営の安定に関する法律」 を 「畜産物の価格安定に関する法律」 に改め

.同条中「第五条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附

|則第|

匝

条第

項

中

「第

五

条第四

項」

を

「第十二条第四

項」

に、

「第六条第二項」を

「第十三条第二

項 に、 第八条第三項 及び 第十 五 一条第三 項」 を 第十五条第三 項 及び第二十二条第三項」に、 一畜 産

経営 の安定に関す る法律 及び 独立 行 政法 人農畜産業振興 機 構 法 0 部を改正す る法律」 を 「畜 産 物 0) 価

格安定に関する法律及び独立行政法 人農 畜産業振 與機構 法 の — 部を改正する法律」 に改 、める。

附 則 第 五 条 第 項中 「第十条」 を 「第十七条」 に 改め、 同 条第二項中 「第十条第 項及び第十

を「第十七条第一項及び第十八条」に改める。

附則第七 条中 「 畜· 産 経営の安定 に 関す る法律第七 条第 項 を 「畜産物  $\mathcal{O}$ 価格安定に関する法律 第六

条第 項」 に改める。

附 則第十二条のうち地 方 自治法別表第 社会福: 祉 施設職口 員等 退 職手当共済法 (昭 和三十六年法律第百

五十五 号) 0) 項  $\mathcal{O}$ 次 に次  $\mathcal{O}$ ように 加 える改 正 規定中 「第七句 条 第 項及び 第二項、 第十条 第 項、 第 +

条第一 項 (第十三条第三項」を 「第十四 条第一項及び第二項、 第十 七条第一項、 第十八条第一項 (第二

十条第三項」に、 「第十二条第二項、第十三条第一項」を 「第十九条第二項、第二十条第一項」に、

第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改め る。

附則第十三条のうち、

関

税暫定措置法第七条

の三第二項第二号の改正規定中

「第十七条第一

項

を

第二十四 [条第 項」 に改め、 同 法 別 表第 第〇四 〇二項から第〇四  $\bigcirc$ 五項までの改正 規定中 「第

七条第一項」 を 「第二四 条第 一項」に改める。

附 則第十四 条を次のように改める。

(肉 用子牛 生産安定等特 別措置 法 (T) 部改正)

第十四条 肉 用子 ,牛生産安定等特別措置 法 (昭 和六十三年法律第九十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 す

る。

第十三条第一項中 「畜産物の価格安定に関する法律」 を 「畜産経営の安定に関する法律」 に、 「第

二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

第十四 条第 項中 第二条第三項」 を 「第二条第 項 に改 め、 同条第二項中 「第十二条」 を 「 第

十二条第一項」に改める。

第十五条の二中 「第十二条」を 「第十二条第一項」に改め、 「第十五条中」の下に「「又は第二号

とあ る のは 「若しくは第二号」と、」 を加え、 補 助金」」 を 「補助金について」」に、 「生産

積 立 助 成 金 を 生 産 者 積立 助 成 金に ついて」 に 改め  $\delta$ 

第十六 条第 項中 「第十二条」 を 「第十二条第 項」 に 改 め、 同 条第二項 中 「第十二条」

二条第一項」に、 加加 工 原料乳生産者補 給金等暫定措 置 法 (昭 和 四十 年 法律第百十二号) 第三条第

項第一号から第五号まで」 を 「機構法第十条第一 号二からチまで」に改める。

附 則 第十 五. 条のうち食料 農業 農村基本法 (平成十一 年法律第百六号) 第四十条第三項 の改 正 規定

中 「第 匹 -条第三 一項中」  $\mathcal{O}$ 下に 一畜 産物 の価 格安定に関する法律」 を 「畜 産経営の安定に関する法律

一に改め、」を加える。

を

「第十

#### (調整規定)

後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

第十八条 施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以